



会田 吉幸

# もし認知症などになってしまったら

## ～春日部市のサポート体制等について～



議会の様子はこちらのQRコードよりご覧いただけます →



春日部市は、個人名義の不動産や農地、古い借地権を所有する方が多い地域です。不動産を所有する高齢者の方が認知症を発症すると、名義凍結により売却や修繕、解体などの必要な財産管理ができず、結果として空き家の増加や地域防災の弱体化、子世代への負担増といった問題が生じる可能性があります。

国においても「認知症施策推進大綱」や「成年後見制度利用促進計画」などが策定され、意思決定支援の強化や本人主体の支援体制の整備が求められております。特に後見制度は、認知症に備えた高齢者やそのご家族を支える有効な手段であり、地域包括支援センターや医療・福祉関係機関と連携することで、その効果はさらに高まります。そこで市長より令和8年度中に本市にも成年後見センターを設置してまいりたいとのお答弁がございましたが、市が認識する成年後見センターの役割についてお伺いいたします。



成年後見センターの役割ですが、「成年後見センター」は成年後見制度に関する専門機関として、主に3点の役割がございます。

1点目は、成年後見制度に関する相談や申立の支援でございます。利用を検討する市民やその家族支援者からの相談を受け、制度内容の説明を行います。その後、申立に進む際に流れや必要書類の説明を行います。また、相談内容によっては、弁護士などの専門職等への相談を案内します。

2点目は、セミナーなどの開催やチラシの配布等による成年後見制度の普及啓発です。

3点目は、市民後見人候補者の育成です。後見人の担い手を確保することを目的に、市民後見人養成講座を開催いたします。

# 災害対策について



山崎 進



← 議会の様子はこちらのQRコードよりご覧いただけます



いつ起きるか解らない災害、地震や台風、大雨災害、が多発しています。春日部市は大規模災害に備えて災害時応援協定を結んでいます。どういったところ、どの様な災害時応援協定を結んでいるのか。



本市では大規模災害に備えるため国、県、民間企業などと様々な災害時応援協定を結んでいる。食料、飲料水や生活必需品、医薬品、避難所、人的応援といった人、物、場所などの物資の提供に関する協定36者、役務に関する協定54者の(うち民間企業50者)、物資と役務の両方を提供することに関する協定5者となっている。



これらの協定は災害が起きた時どういった方で連携していくのか。



災害対策本部からの要請に基づいて効力が発動する。



持病を抱えている方などの、医薬品に関する協定についてはどうなっているのか概要と、災害時の医薬品供給体制について伺う。



春日部市薬剤師会及び県内の医薬品卸売業者4者と締結している。薬剤師会とは、傷病者に対する調剤及び服薬指導等の医療活動を行う薬剤師の派遣等に関する協定、薬品業者とは、災害時の医薬品の調達に関する協定を結んでいる。持病のある方については、御自身が処方された薬を持参することを基本にする。市でも医師会及び薬剤師会の助言のもと、種類や量を決定し、備蓄管理を行っている。不足が生じる場合は協定に基づく卸売業者への調達や県に対して備蓄医薬品の供給を要請する体制を整備している。



災害時の医薬品の提供にあたっては、避難している方にたいして処方箋なしでも対応できるのか。やむをえない事情に該当するものとして処方箋の交付が困難な場合等に処方箋医薬品の受け渡しができる旨の規定がある。そのような状況が起こった場合は、医師会、薬剤師会と連携して対応する。